

JIDトリオ®

賃貸保証システムとは？

従来の個人の保証人に代わって保証会社がお客様の保証人となり保証人を依頼する手間を省けスムーズにご入居いただくことができます。今や一般的なシステムで、多くの不動産会社様が導入されています。

お客様とオーナー様とのより良い関係づくり！！
 賃貸保証システム「JIDトリオ」は、賃料の保険ではございません。賃貸住宅に住んでいる限り、賃料は支払わなくてはならないものです。
 万一、お客様の賃料のお支払いが遅れた時等、支払コンサルティンクによりアトバパスさせていただきます。オーナー様とのより良い関係「安心と信頼」をお客様とともに築いていくシステムです。

お申込の条件

- 賃貸保証システム「JIDトリオ」のお申込みは
- 適正に賃料が支払える方
 - 申込内容に問題（虚偽報告等）がない方
 - 当社指定書類をご提出いただける方
- 公正・公平な判断をさせていただきます。適正な審査を行います。

保証対象となる契約(物件)

日本国内に所在する建物の賃貸借契約（同物件に付随する駐車場も含む）のうち、用途が住居・店舗・事務所である物件。

* 賃料等が30万円を超える物件及び上記に該当しない工場、倉庫などは別途ご相談ください。
 * 賃料・管理費・共益費・駐車場代等の賃貸借契約に関わる賃料等の合算額が保証対象となります。



保証料について

保証料率

契約期間	2年間	3年間
保証料率	3.0%	4.5%
更新料率	3.0%	4.5%

例) 月額賃料等（保証期間2年の場合）
 5万円未満・・・15,000円
 5万円以上・・・月額賃料等の3.0%

契約期間	2年間	3年間
保証料率	8.0%	12.0%
更新料率	3.0%	4.5%

例) 月額賃料等（保証期間2年の場合）
 5万円未満・・・40,000円
 5万円以上・・・月額賃料等の8.0%

(例)

契約期間	2年間	3年間
月額賃料等	100,000円	30,000円
保証料	3,000円	45,000円
更新料	70,000円	21,000円
更新料率	50,000円	15,000円
更新料	30,000円	15,000円
更新料率	30,000円	22,500円

契約期間	2年間	3年間
月額賃料等	100,000円	80,000円
保証料	70,000円	56,000円
更新料	50,000円	40,000円
更新料率	30,000円	40,000円
更新料	30,000円	60,000円
更新料率	30,000円	60,000円

* 保証料はご契約者様にご負担いただきます。
 * 2年未満の契約の場合でも規定の保証料をお支払いいただきます。
 * ご契約は当社の審査承認後となります。
 * 保証期間中に中途解約された場合でも、保証料は返還いたしません。
 * 更新契約に関しましては左記記載の保証料をお支払いいただきます。
 * 保証料は消費税となりません。

賃貸保証委託申込～契約まで

お申込みの流れ

- 賃貸保証委託申込書にご記入いただき下記必要書類をご提出下さい。
- 当社専用フリーダイヤルより、お申込者様にお申込内容のご確認と、緊急連絡先様にご承諾確認のご連絡をさせていただきます。
- 審査結果につきましては不動産会社様のみご報告いたします。
- 契約締結時には上記保証料をお支払いいただきます。あらかじめご了承ください。

お申込みに必要な書類 ①はすべての方にご提出いただけます。①+②をご提出いただく場合もございます。

① 本人を証明する書類	② 支払いの根拠を示す書類
外国人 A 運転免許証 B 印鑑証明書 C 健康保険証 D パスポート E 住基カード F 外国人登録証明書 表面と裏面 (在留期限が切れない方・在留期限が切れた方は不可) G 登録原簿記載事項証明書 H 商業登記簿 簿本 (3ヶ月以内に取得したもの) I 公証人役場印のある定款 (登記申請中の場合はご提出下さい) * 契約者または同居の外国人の方は住居貸借確認書の為外国人登録証明書または登録簿記載事項証明書を提出下さい。	給与所得者 (会社員・公務員・アルバイト) ⑦ 源泉徴収票 ⑧ 給与明細 ⑨ 預貯金通帳 * 源泉徴収票は不可 就労内定者 ⑦ 源泉徴収票 ⑧ 給与明細 ⑨ 内定通知書 自営業者 (役員を含む) ⑦ 所得税の確定申告書 (捺印のある通算明細) または ④ 課税証明書 求職者・退職者 ⑦ 預貯金通帳 (資金が確認できるページ) * 源泉徴収票は不可 年金受給者 ⑦ 年金支払通知書 (受給額記載のもの) 生活保護者 ⑦ 保護決定通知書 (住宅扶助・生活扶助額記載のもの) 留学生・外国籍他 ⑦ 預貯金通帳 (仕送額が確認できるページ) * 源泉徴収票は不可 新規事業開業者 ⑦ 預貯金通帳 (開業資金額が確認できるページ) * 源泉徴収票は不可 ⑧ 事業計画書 既存法人 ⑦ 損益計算書 ⑧ 貸借対照表 ⑨ 法人税確定申告書 新規法人 ⑦ 預貯金通帳 * 源泉徴収票は不可 ⑧ 法人代表者名義の事業資金が確認できる書類

● 提出いただいた必要書類は保証契約の審査にのみ使用し、第三者に提供されることはございません。● 本人を証明する書類はすべての方にご提出いただきます。
 ● お申込み内容により、上記以外の書類をご提出いただく場合もございます。あらかじめご了承ください。
 ● 勤務先(在籍)・緊急連絡先・自宅等へ内容確認をさせていただきます。
 ● 上記内容は2010年10月現在のものです。内容につきましては予告なく変更する場合がございます。

賃貸保証をお申込みいただいたお客様へ

お申込時の電話連絡について

この度は、JID賃貸保証システムにお申込みいただき誠にありがとうございます。

お客様からいただきましたお申込書内容の確認を、JID専用ダイヤルより下記の流れにてご連絡させていただきます。ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

* お願い *

・ 着信拒否設定などをされているお客様は、大変お手数でございますがお申込手続き後、一旦設定のご変更をお願い致します。

・ ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、下記専用ダイヤルまで折り返しご連絡下さい。

STEP ① お申込者様へのご連絡

申込書ご記入内容の確認をさせていただきます。

※ お申込の内容により、勤務先へ在籍確認をさせていただく場合がございます。

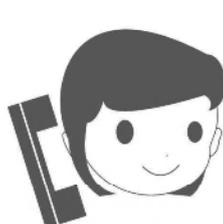
※ JIDからの連絡時に各種証明書のご提出のお願いをさせていただく場合がございます。



STEP ② 緊急連絡先様へのご連絡

緊急連絡先様へのご承諾確認をさせていただきます。

※ ご記入いただく緊急連絡先様へJIDからの確認の連絡がある事を事前にご説明をお願い致します。



JID
日本賃貸保証株式会社
審査部門です



審査結果につきましては、
お申込みいただいた不動産会社様へご通知させていただきます。



申込時確認専用ダイヤル
0120-641060

受付時間：午前9時～午後8時
土日・祝日も受付
(年末年始を除きます)
携帯電話からおつなぎできます。

ji▷ 日本賃貸保証株式会社